

教職履修チェックシート <文化構想学部・文学部 高校一種共通>

2019年度以降入学者(平成28年改正法適用者)用※転部・学士含む

【66条の6に定める科目】

	必要最低単位数	早稲田大学設置科目の一例 ※()は設置箇所	修得単位数【予定は()をつける】				合計修得(予定)単位数
			1年次	2年次	3年次	4年次以上	
66条の6	2	「日本国憲法」					
	2	「体育(実技)」					
	2	「外国語コミュニケーション」					
	2	「情報機器の操作」					

※教育実習実施前年度までに2領域以上の修得が必要です。

【教育の基礎的理解に関する科目(必修)】

	必要最低単位数	早稲田大学設置科目の一例 ※()は設置箇所	修得単位数【予定は()をつける】				合計修得(予定)単位数
			1年次	2年次	3年次	4年次以上	
教育の基礎的理解に関する科目	2	「教育基礎総論1」(教育) または 「教育学概論1」(文構・文) ※注意(欄外を参照)				教育実習前提条件	
	2	「教職概論」(教育) または 「教職論」(文構・文)			介護等体験前提条件	教育実習前提条件	
	2	「教育制度総論」(教育) または 「教育制度論」(文構・文) ※注意(欄外を参照)				教育実習前提条件	
	2	「教育心理学」(教育) または 「教育・学校心理学」(文構・文)				教育実習前提条件	
	1	特別支援教育」(教育)			介護等体験前提条件	教育実習前提条件	
	1	「教育課程編成論」(教育)				教育実習前提条件	
道徳、生徒、総指導的、教育習相談の時間等に等関する指導科法	1	「総合的な学習・探究論」(教育)					
	1	「特別活動論」(教育)					
	2	「教育方法・技術論」(教育)				教育実習前提条件	
	2	「生徒指導・進路指導論」(教育)					
		「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」					
	2	「生徒理解と教育相談」(教育)				教育実習前提条件	
関する実科践目に	3	「教育実習演習(2週間)」(教育) または 「教育実習演習(3週間)」(教育)					
	2	「教職実践演習」(教育)					
①「教育の基礎的理解に関する科目」合計		23					

※「教育学概論1」と「教育制度論(旧科目名:教育学概論2)」、「教育基礎総論1」と「教育制度総論(旧科目名:教育基礎総論2)」はそれぞれセットとなっていますので、セットとなっている2科目の単位を修得してください。これ以外の組み合わせでの履修は不可とします。

【氏名：】

【教科及び教科の指導法に関する科目】

各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	必要最低単位数	修得単位数【予定は()をつける】				合計修得(予定)単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次以上	
国語科教育法1(教育)	2	/			教育実習前提条件	
国語科教育法2(教育)	2				教育実習前提条件	
②「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」合計	4			※		

※教育実習前提条件

教科に関する専門的事項 ⇒必ず最新年度の「科目登録の手引き」に定められた通りに履修すること。	必要最低単位数	修得単位数【予定は()をつける】				合計修得(予定)単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次以上	
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	必修科目	2				
	選択科目	—				
国文学(国文学史を含む。)	必修科目	2				
	選択科目	—				
漢文学	必修科目	2				
	選択科目	—				
③「教科に関する専門的事項」(国語)合計	(20)※					

※教育実習にて当該教科を担当する場合、教育実習実施前年度までに16単位以上の修得が必要です。

※②「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」と③「教科に関する専門的事項」との合算で、高校1種は24単位を修得する必要があります。

(注意) 中学国語の必修「書道(書写を中心とする。)」の単位は高校国語の「教科に関する科目」の単位としては使用できません。

【「大学が独自に設定する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目(選択)」】

	必要最低単位数	修得単位数【予定は()をつける】				合計修得(予定)単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次以上	
「介護体験実習講義」※	—	/	/			
「道徳教育論」※	—					
「国語科教育法3」※	—	/	/			
「国語科教育法4」※	—					
その他	—	科目名	科目名	科目名	科目名	
「その他」として修得した科目名を記載してください⇒						
④「大学が独自に設定する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目(選択)」合計	—					

※これらの科目は高校国語の免許のみを取得する場合、履修は任意です。中学の免許を取得希望でこれらの単位を修得済の場合は「大学が独自に設定する科目」の単位として使用できます。

【合計】 ※66条の6を除く

	必要最低単位数※	修得単位数【予定は()をつける】				合計修得(予定)単位数
		1年次	2年次	3年次	4年次以上	
①「教育の基礎的理解に関する科目(必修)」合計	23					
②「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」合計	24					
③「教科に関する専門的事項」(国語)合計						
④「大学が独自に設定する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目(選択)」	—					
⑤総合計	59					

※必修として定められた科目の単位をすべて含んだうえで、かつ①～⑤の必要最低単位数以上の修得が必要です。